

## 意見書

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 102-0074

(ふりがな) とうきょうとちよだくくだんみなみ ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区九段南二丁目 3 番 1 号

(ふりがな) ふゅーじょん こみゆにけーしょんず かぶしがいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく あいき たかひと

代表取締役社長 相木 孝仁

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度はNTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案につき、意見募集の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。

下記のとおり接続約款の変更案に対する弊社意見を提出させていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

#### 優先接続受付手続費の適正性について

優先接続受付手続費は、以下の計算手順により算出されます。

①事業者間精算対象額＝全体費用（②設備管理運営費＋他人資本費用＋自己資本費用＋利益対応税）  
－（③事業者識別番号等変更料（利用者負担分））

②設備管理運営費は、全体費用のうち約99.7%を占めます。

④1区分当たりの手続費＝①事業者間精算対象額÷⑤登録受付区分数

この手続費算定の根拠となる⑤登録受付区分数等は四半期毎に開示されていますが、②設備管理運営費（全体費用）として内訳がありません。

昨年度のパブリックコメントでは、弊社は②設備管理運営費には登録受付区分数見合いで変動するコストとそれ以外の固定費相当のコストが存在するものと想定し、その内訳の開示がされることで同手続費の適正性が確認できるものであると意見しましたが、単一費用のため内訳を開示できる事情にないとの見解でした。

この優先接続受付手続費はタイムラグ精算の対象であるため、コスト削減努力の有無とは関係なく、要回収額を確実に回収できます。費用内訳が開示され、登録受付区分数の減少以上に変動費相当コストの減少を定量的に確認できてこそ、NTT東西殿のコスト削減努力を評価すべきものと考えます。

マイライン提供事業者にとっては同手続費の料金水準が経営に与える影響は多大であることをご配慮の上、変動幅が大きく予見し難い同手続費の適正性についてご検討頂くことを要望します。

また将来に渡っては、更なるアナログ電話市場の縮減に伴い、同手続費の上昇が続くことが想定されます。昨年度答申に示す接続料のみならず同手続費に関しても、算定の在り方をご検討いただきたいと存じます。

表：優先接続受付手続費の設備管理運営費と登録受付区分数の推移

<今回申請対象>

タイムラグ適用年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
設備管理運営費(千円)	3,988,166	4,031,250※	3,269,111	3,037,914
前年度比		1.1%	▲18.9%	▲7.1%
登録受付区分数(千件)	30,407	23,534	19,286	16,954
前年度比		▲22.6%	▲18.1%	▲12.1%
適用料金	0.12円	56円	47円	58円
前年度比		46,567%	▲16.1%	23.4%

※：システム更改に伴うデータ移行費等の一時的な費用を含む。

上表のとおり設備管理運営費と登録受付区分数の推移から、登録受付区分数の減少に伴い設備管理運営費が減少していることが分かります。しかし両者は比例関係にないため、設備管理運営費には固定費相当のコストが存在することは明らかです。

以上